

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

平成27年2月20日条例第5号

最終改正：令和元年7月23日

目 次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 公益通報

第1節 公益通報があった場合の措置（第6条—第9条）

第2節 公益通報者等の保護（第10条—第14条）

第3節 他人の正当な利益の尊重（第15条・第16条）

第4節 公益通報に係るその他の措置（第17条・第18条）

第3章 不当要求行為に対する対応（第19条・第20条）

第4章 補則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公益通報に関し大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）の機関がとるべき措置及び公益通報者等の保護に関する事項、組合職員に対する不当要求行為に対する措置その他組合職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図るために必要な事項を定めることにより、公正な組合行政の運営を図り、もって組合行政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公益通報」とは、組合職員又は委託先事業者の役職員について、通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがある旨を、組合の機関、委託先事業者に通報することをいう。

2 この条例において「公益通報者等」とは、公益通報をした者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者をいう。

3 この条例において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

(1) 組合職員の職務の執行に関する事実（通報する者が受けた処分その他の措置に係るものその他通報する者自らの私的利害に係るものと除く。次号において同じ。）であつて、法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に規定する規程その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。）をいう。以下同じ。）に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの

(2) 委託先事業者の役職員の委託事務等に係る職務の執行に関する事実であつて、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの

4 この条例において「組合の機関」とは、法第2編第7章の規定に基づいて設置される組合の執行機関若しくは組合議会をいう。

5 この条例において「組合職員」とは、組合の機関の職にある者、法第138条の4第1項に規定する委員会及び同条第3項に規定する附属機関の構成員並びに組合の機関の事務を補助する職員をいう。

6 この条例において「委託事務等」とは、組合の事務又は事業を組合以外のものに委託し又は請け負わせる場合その他法令等の規定により組合の事務又は事業を組合以外のものに行わせる場合における当該事務又は事業をいう。

7 この条例において「委託先事業者」とは、委託事務等を行うもの又は委託事務等を行っていたものをいう。

8 この条例において「委託先事業者の役職員」とは、委託先事業者の役員、従業員、代理人その他の者をいう。

9 この条例において「不当要求行為」とは、脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他不適当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権

限に基づく影響力を行使して、組合職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって組合職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいう。

(組合職員の責務)

第3条 組合職員は、常に法令等を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 組合職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。
- 3 組合職員は、法令等に基づく権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 組合職員は、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。

(組合の機関の責務)

第4条 組合の機関は、常に公正な組合行政の運営を図り、組合行政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、この条例の定めるところに従い、公益通報及び不当要求行為に適切に対処しなければならない。

- 2 組合の機関は、組合職員が常に公正な職務の執行に当たることができるよう、法令等の遵守に関する啓発及び研修の実施、相談支援の体制及び環境の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(委託先事業者等の責務)

第5条 委託先事業者は、委託事務等を行うに当たっては、常に公正であることを旨とし、市民の疑惑や不信を招くことのないよう十分に配慮するとともに、この条例の定めるところに従い、公益通報に適切に対処しなければならない。

- 2 委託先事業者の役職員は、委託事務等を処理するに当たっては、常に法令等を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならぬ。

第2章 公益通報

第1節 公益通報があった場合の措置

(組合の機関への報告)

第6条 委託先事業者は、その委託事務等について公益通報を受けたときは、速やかに、当該公益通報に係る通報対象事実の内容を当該委託事務等に係る組合の機関に報告しなければならない。

(通報対象事実の調査)

第7条 組合の機関は、公益通報又は前条の規定による報告を受けたときは、調査その他の措置をとる必要があると認めるときは、直ちに、通報対象事実に係る調査を行わなければならない。

2 組合の機関及び組合職員並びに委託先事業者及び委託先事業者の役職員は、組合の機関が行う調査に協力しなければならない。

3 組合の機関は、委託先事業者又は委託先事業者の役職員が、正当な理由なく組合の機関が行う調査に協力しないときは、その旨を公表することができる。

4 組合の機関は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(是正措置等)

第8条 組合の機関は、前条第1項の規定による調査の結果、第2条第3項第1号に掲げる通報対象事実があると認めるときは、直ちに、当該通報対象事実の中止その他の是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとらなければならない。

2 組合の機関は、前条第1項の規定による調査の結果、第2条第3項第2号に掲げる通報対象事実があると認めるときは、当該通報対象事実に係る委託先事業者に対し、直ちに、当該通報対象事実の中止その他の是正のために必要な措置及び再発防止のために必要な措置をとるよう勧告するとともに、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとら

なければならない。

- 3 組合の機関は、委託先事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 前条第4項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(公益通報した者への通知)

第9条 公益通報が、組合規則で定めるところにより、書面その他組合規則で定める方法により具体的な事実を摘示してされた場合において、当該公益通報に係る通報対象事実について、調査その他の措置をとったとき又はとらないこととしたときは、組合の機関は、遅滞なく、その旨を当該公益通報をした者に通知しなければならない。ただし、その者が通知を希望しないときは、この限りでない。

第2節 公益通報者等の保護

(不利益取扱いの禁止)

第10条 何人も、公益通報したこと又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力したことなどを理由として、公益通報者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益取扱いに係る申出に係る事実の調査)

第11条 組合の機関は、公益通報者等から、公益通報したこと若しくは公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、組合の機関若しくは組合職員若しくは委託先事業者若しくは委託先事業者の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出（組合規則で定めるところにより、書面その他組合規則で定める方法により具体的な事実を摘示してされたものに限る。）を受けたとき又は委託先事業者から次項の規定による報告を受けたときは、調査その他の措置をとる必要があると認めるときは、当該申出又は報告の内容について調査を行わなければならない。

- 2 委託先事業者は、公益通報者等から前項に規定する申出を受けたときは、

直ちに、当該申出の内容を組合の機関に報告しなければならない。

(不利益回復措置等)

第12条 組合の機関は、前条第1項の規定による調査の結果、組合の機関又は組合職員による不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、公益通報者等が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った組合職員に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。

2 組合の機関は、前条第1項の規定による調査の結果、委託先事業者又は委託先事業者の役職員による不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、当該委託先事業者に対し、公益通報者等が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った役職員に対する措置その他の適当な措置をとるよう勧告しなければならない。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(不利益取扱いをされた旨の申出をした公益通報者等への情報提供等)

第13条 組合の機関は、第11条第1項に規定する申出を行った者から、当該申出に係る調査その他の措置の進捗状況について、組合規則で定めるところにより情報の提供の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

2 前項の規定による場合のほか、組合の機関は、第11条第1項に規定する申出について調査その他の措置をとったとき又はとらないこととしたときは、遅滞なく、その旨及び措置の内容を当該申出をした者に通知しなければならない。ただし、当該申出をした者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第14条 公益通報の有無及び内容並びに第11条第1項に規定する申出の内容に関する情報は、当該公益通報又は申出に係る事件の処理が終了するまでは、公開してはならない。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護

するため、公にすることが必要であると認められる情報については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、第7条第3項、第8条第3項（第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する情報が公表される又は公表された場合には、当該情報に関しては適用しない。
- 3 公益通報者等の氏名その他の当該公益通報者等を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、当該公益通報者等を識別することができることとなる情報を含み、当該公益通報者等が組合職員である場合における当該組合職員の職務の遂行に関する情報を除く。）は、前2項の規定にかかわらず、当該公益通報者等の同意がなければ、公開してはならない。
- 4 委託先事業者の役職員又は委託先事業者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3節 他人の正当な利益の尊重

（他人の正当な利益等の尊重）

第15条 公益通報をする者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

（不利益を受けた者に対する措置）

第16条 組合の機関は、公益通報に係る通報対象事実がなかったこと、通報対象事実に誤りがあったことその他の理由により不利益を受けた者があると認めるときは、当該不利益を受けた者の不利益を回復するために必要な措置をとらなければならない。

第4節 公益通報に係るその他の措置

（不正目的の公益通報の通知）

第17条 組合の機関は、公益通報をした者が委託先事業者の役職員である場合において、その者が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で公益通報をしたと認めるときは、その旨を当該委託先事業者

に通知するものとする。

(契約書、協定書等に明記すべき事項)

第18条 組合の機関は、委託事務等に関し、委託先事業者との間で契約、協定等を締結するに当たっては、委託先事業者が、この条例の規定に基づき組合の機関が行う調査に正当な理由なく協力しないとき又はこの条例の規定に基づき組合の機関が行う勧告に正当な理由なく従わないときは、当該契約、協定等を解除することができる旨を契約書、協定書等に明記するものとする。

第3章 不当要求行為に対する対応

(不当要求行為に対する対応)

第19条 組合職員は、不当要求行為があったと認めるときは、直ちに、事務局長を経由して、組合の機関に報告するとともに、その内容を記録しなければならない。

2 組合の機関は、不当要求行為の行為者（法人その他の団体（以下「法人等」という。）の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関し、不当要求行為をしたときは、その法人等又は人を含む。次条において同じ。）に対する書面による警告、捜査機関への告発その他不当要求行為を中止させるために必要な措置をとるものとする。

(勧告及び公表)

第20条 組合の機関は、前条第2項の規定による措置をとったにもかかわらず、不当要求行為の行為者が不当要求行為を中止しないときは、その旨を公表することができる。

2 組合の機関は、前項の規定による公表をしようとするときは、特別の理由があると認めるときを除き、あらかじめ、当該不当要求行為の行為者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第4章 補則

(運用上の配慮)

第21条 この条例の運用に当たっては、組合の機関及び委託先事業者は、関係者の正当な権利利益が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第22条 管理者は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(施行の細目)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われた公益通報又は不当要求行為について適用する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。